

2020 年度

日本酒サービス研究会・酒匠研究会連合会 (SSI)
研究費助成事業 募集要綱

2020 年 6 月 1 日

日本酒サービス研究会・酒匠研究会連合会 (SSI)

内容

1. 研究費助成事業の目的	3
2. 研究費助成対象研究種目.....	3
2.1 日本酒セールスプロモーション研究	3
2.2 日本酒香味評価研究.....	3
2.3 地酒検証研究.....	3
3. 応募に関する諸条件など.....	3
3.1 応募有資格者.....	3
3.2 研究期間.....	3
3.3 対象経費.....	4
3.4 研究費助成率および研究費助成金限度額.....	4
3.5 公募期間.....	4
3.6 提出書類.....	4
3.7 審査および交付決定.....	4
3.8 応募に当たっての留意事項.....	5
3.9 研究成果の発信について	5
3.10 その他.....	6
4. 事業の実施	6
4.1 事業の開始と中間検査および中間報告	6
4.2 研究費助成金振込み口座の登録	6
4.3 実績報告および研究費助成金の確定	6

1. 研究費助成事業の目的

日本酒サービス研究会・酒匠研究会連合会（SSI）研究補助金（以下「SSI 補助金」という）は、日本酒（清酒、焼酎および、いわゆる和リキュールと呼称されるもの）に関する販売促進、消費者への啓発普及の分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする。

2. 研究費助成対象研究種目

2.1 日本酒セールスプロモーション研究

日本酒のより効果的な販促方法に関する研究。

2.2 日本酒香味評価研究

日本酒の有効な表現方法を確立し、消費者の理解度を高めることを目的とし、日本酒の香味に似合った言語の整理、確立、主に4タイプ別日本酒に見合う「香りの表現」「味わいの表現」に関する研究。

2.3 地酒検証研究

日本酒の原産地呼称制度の確立に向けた全国各地の日本酒を検証および研究。

3. 応募に関する諸条件など

3.1 応募有資格者

- 応募時および2021年3月31日時点で、日本酒サービス研究会・酒匠研究会連合会（SSI）の加盟する料飲専門家団体NPO法人FBOの認定会員であること。
- 共同研究の場合は、研究員の半数以上がNPO法人FBOの認定会員であること。
- 2021年3月31日までに研究を終え、その成果（レポート、論文など）を日本酒サービス研究会・酒匠研究会連合会（SSI）に提出できること。
- 日本酒サービス研究会・酒匠研究会連合会（SSI）およびNPO法人FBOの提携加盟団体へ研究成果の使用権を承諾できること。

3.2 研究期間

（1）研究費助成事業開始日

交付決定日とする。

（2）研究費助成事業完了日

- 導入された設備を検収の上、事業に関わる研究費助成対象経費の支払いが完了する日を研究費助成事業完了日とする。
- 研究費助成事業は、原則2021年1月31日までに完了させること。

※申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。な

お、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに SSI に連絡すること。交付決定日を事業開始日とする。

3.3 対象経費

研究計画の遂行に必要な経費および研究成果の取りまとめに必要な経費とする。

- ・謝金
- ・旅費
- ・設備、備品費
- ・資料費
- ・消耗品費
- ・会議費（飲食費は除く）
- ・印刷複写費
- ・その他（成果公開のための住民説明会・交流会開催費など）

3.4 研究費助成率および研究費助成金限度額

1 研究事業につき、10 万円を上限とし研究費の 1/2 までとする。

3.5 公募期間

2020 年 6 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日 17 時（必着）

3.6 提出書類

- 研究費助成申請書（別紙指定書式を使用してください）

提出先

〒112-0002

東京都文京区小石川 1-15-17 TN 小石川ビル 7F

TEL：03-5615-8205 FAX：03-5615-8200 MAIL：info@ssi-w.com

3.7 審査および交付決定

SSI は、研究費助成事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う（必要に応じて申請者へのヒアリングを実施）。SSI 内に設置した有識者で構成される審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択者を決定する。

（1）審査項目

- 研究費助成対象事業者および研究費助成事業の内容が、交付規程および公募要領の要件を満たしていること。
- 研究費助成事業の全体計画（資金調達計画、研究計画等）が適切であり、事業遂行の確

実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。

(2) 採択方法

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採決を行う。

(3) 交付決定

- SSI は採択事業者に対し、交付決定通知書の発送をもって、研究費助成金の交付決定について通知する。

3.8 応募に当たっての留意事項

- 一人の研究者が研究代表者として本研究費助成事業に応募できるのは、1 研究課題とする。
- 研究成果の途中報告を求める場合があります。
- 当研究費助成事業において不正経理および研究不正が発覚した場合、研究費助成金の全額の返還を命ずる。また、厳正な処罰を科する。
- 個人情報の取扱い

研究費助成金に係る研究計画書または交付申請書等に含まれる個人情報は、SSI による研究費助成金の交付業務のためにのみ使用する。また、採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額および実施期間）は、「公にすることが予定されている情報」とする他、分析結果が公表される場合がある。

3.9 研究成果の発信について

SSI 研究費助成事業における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を SSI および NPO 法人 FBO のホームページおよび会報誌、研究レポートに掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開予定である。

SSI 研究費助成事業により助成を受けた研究成果については、研究者からも積極的に社会・国民への情報発信に努めること。

(1) SSI 研究費助成事業における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

SSI 研究費助成事業により得た研究成果を発表する場合には、SSI 研究費助成事業により助成を受けたことを必ず表示すること。また、論文の Acknowledgement (謝辞) には、SSI 研究費助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載すること。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

SSI 研究費助成事業による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものである。その

ため、研究の実施や研究成果の公表等を行う際、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属する。

3.10 その他

- 研究費助成事業対象者による事業内容の虚偽申請、研究費助成金等の重複受給、その他研究費助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程および交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、研究費助成金の交付決定の取り消し、研究費助成事業対象者の変更、研究費助成事業対象者への懲罰および研究費助成金の返納を求める場合がある。

4. 事業の実施

4.1 事業の開始と中間検査および中間報告

研究費助成事業に係る契約・発注等は交付決定後に行うこと。

4.2 研究費助成金振込み口座の登録

別紙申請書にて口座の登録を行うこと。

4.3 実績報告および研究費助成金の確定

- 研究費助成事業の完了

研究費助成事業対象者が研究を完了の上、調達先等に関して研究費助成対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、研究費助成事業の完了とする。研究費助成事業は、原則2021年3月31日までに完了させること。

- 成果報告および研究費助成金の確定

SSIは、実績報告書を受理した後、書類検査および現地調査等を行い、研究費助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき研究費助成金の額を確定し、確定通知書により研究費助成対象事業者に通知する。

※申請どおりの研究が行われていない場合、研究費助成金の支払いを行わない場合がある。

以上